

農林水産省新ガイドラインによる表示	
特 別 栽 培 米	
節 減 対 象 農 薬	:北魚沼地域比8割減
化学肥料(窒素成分)	:北魚沼地域比8割減
栽 培 責 任 者	魚沼農業協同組合 北魚沼基幹営農センター
住 所	新潟県魚沼市井口新田645番地13
連 絡 先	TEL 025-793-1770
確 認 責 任 者	魚沼農業協同組合 北魚沼基幹営農センター長
住 所	新潟県魚沼市井口新田645番地13
連 絡 先	TEL 025-793-1770
精 米 確 認 者	魚沼農業協同組合 北魚沼精米センター長
住 所	新潟県魚沼市板木1467-1
連 絡 先	TEL 025-792-5090

節 減 対 象 農 薬 の 使 用 状 況		
使用農薬名	用途	使用回数
フェンキノトリオン	除草	1
プロピリスルフロン	除草	1
エチプロール	殺虫	1

節 減 対 象 農 薬 の 使 用 回 数

節減対象農薬の使用回数(成分回数)

3回	一般的な栽培 19回
	県認証基準 9回以下

化学肥料の使用量(窒素成分)

1. 273kg/10a	一般的な栽培 7. 5kg/10a
	県認証基準 3. 7kg以下/10a

※栽培責任者、確認責任者、農薬等資材使用状況は上記ガイドライン表示のとおり